

第四章 連合軍の進駐

第一節 進駐開始時の状況

九月二十九日前日打合せた通り案内者通譯は配置に就いた。其の狀態を点検する。爲町を通ると「インドネシア民族旗が町を埋めて網羅と紅白の色彩を靡かせて居る。一本の「ユニオンジャック」が町にも町の入口にも見当りない。南旗は尚更であるのでありう。一本も見えない町中到着処壁に飾窓に電車、汽車の側板に賑かに樂書がしてある。曰く独立曰く自由が独りか否らずんば死か」と茶西の金言名句が良く知つてゐる。ちやと思はれる位に書いてある。

日本軍政時代の搾取として目扱きの町角に栄養不良の骸骨が和蘭時代の圧制の餘と被へられて居る。仲の達筆である。

上陸部隊は白人兵も居るが大部が印度兵である。「シーク」も居れば「クルカ」も居る。別れも小柄な「クルカ」が多い。

此方の中隊長と向ふの中隊長とを引合せし引結させる。ひやくしなかりも何等憂慮すべき事はない。夕刻迄に引結は終つたが兵力が少いのだらう。所を幾何學的に四等分して其の三を引結りだつたのである。而も引結りだ地域の中でも工場、事業場、集積所等は引

引揚後復舊員局留守業務部

一三四

緒がないで日本軍歩哨がホツと残ることになった比等に、一々通譯を附ける譯にも行かない、電話連絡の途もない移動は禁じられた夜比等が旧敵軍の中に又「インストロ」の探奪団の中に言葉も分らず、其の判断力を頼りに残されることになった。一通り交代が終わって英軍旅団長の所に状況報告を兼ねて、終了宣言の命令を貰ひに行つた。

態様が頗る穏かであるゆつくり一句一句切つて話し終つて又要点を繰り返した英語の能力の乏しいものにも長く分る。日本語の通譯は持つて居ない旅団司令部迄配属する餘裕は無いので、此方は曲りなりにも中隊に一名は英語を解する者が居る。馬來語の分るものも此の多い様を気がした。

編め括りとして激言備交代の主眼は「要するに今迄は日本人が主人公であつたが今度は英軍が主人公であることをはつきり現住民に示すに在る。末交代地域の警備は違つて交代するが、それ迄は依然日本軍が治安を維持するも責任がある。其の爲には兵器も使はねばなりぬ。これに就いては英軍は最後迄日本軍に責任を負はせる方針である」と云ふ。

三十日英軍は引續して上陸して居るが、激言備を交代し様とは言はば、逆に旅団長は技術者か

来る迄一般邦人は其の戦場を守らせよと言ひ師団からは和蘭民政府は日当分の向日本民政部の協力を
 必要とするのら之に必要なる人員は残せと言はれる。精言はれどもおそれと軍属就中邦人に徹底さ
 せられるものでもなし町の状態は之に盲従するを許さぬ即日本軍の敷居作戦時は此の十倍もあ
 ったと後で「ハッタ」氏は言つたが倉庫と言はず宿舎と言はず強盗一般住民支那人有りともある
 人間が掠奪に押し入り料には落花狼藉である特に「ジャカルタ」市北部の倉庫地帯支那人街が
 ひどく連も一人歩き出まらば掠奪状態であるを投げられる竹槍で脅される何時鉄砲玉が
 飛んで来るか分らない。本職の集団強盗団が「バンチ」州や「フカレ」附近から来て荒擧ぎ
 するだけでなく「四圍の田舎から泊り込みで物奪りに来る」といふので將に戦国時代である。物を奪つ
 て仕舞へば他はおとをしい現住民に取る
 これが大體三週間も続いたらうと思ふ。取るものが無くなり整軍が嚴重となり特に「ケルカ
 兵が無闇矢擧に乱射するを一般民衆による掠奪は自然下火になつたが隙さへあれば
 覗はれて地断も何もあつたものでない
 日本兵は印度兵程射たないが覗ひ定めて射つので一番危く又馬鹿正直なりの責任感が
 強いのかを恐れる餘りなつか見て見ぬ振りをせぬので此等土人気が悪い

引揚後藤藤實員司留守業務部

日本軍と和蘭軍の協力を必要とすると思ふので事務所は出来るだけつめて勤務せよ其の交代は和蘭

民衆も心得たもので英軍の權威を冒瀆する様な事はなかつくやうない、言ひ分はあれは俺達のものだからみすく、和蘭に渡る位なら取つて仕舞へと言ふことにあると言ふ

一日進駐軍を参謀長との向に左の向頭を行ふ、

「軍政監部總務部其他の軍政機関が連合軍就中和蘭人によつて接收せられた

軍政監部總務部の期渡しは權威の轉移即日本の權威の喪失を意味する、現住民は

今や日本軍の軍政は終つたと思ふ居る權威の無い者に行政も治安維持も出来ない筈か無

いインドネシアは完全に非協力である連合側で「スカルノ」政権を認めたり必ず協力するこ

思ふぞ之を認め且日本軍の治安任務を解除せられ度い又日政権を認められずか

つたら治安維持は不可能と思ふ

「軍政は和蘭の責任で英軍は軍に之を援助する責任があるだけである、和蘭民政部は当分の間、

日本側の協力を必要とすると思ふので事務所は出来るだけつめて勤務せよ其の交代は和蘭

がどれだけ行政を組織するかは懸念するが出来るだけ督促する四日位したら民政部の組織も出来

る様だから之が出来たら交代する

当地の困難は良く分る然し連合軍は日本軍に連合軍と協力して治安維持に任ずる様に

一五九

命令して居る英軍は日本軍を支援する。命令は文字通り實行されねばならぬ連合軍。受け長報告によれば日本軍は内政治安の維持に失敗して居る向があり連合軍の未文代地域の警備は不十分の点がある

「イトネ」は日本の軍政は終つたとして不協力であるから尚我々に軍政統行、治安維持の任務を與へられとすれば之を佈告し放逐せられたい此の際民族運動処理の方針を明示し「スカ」の政權を認め且之に日本軍に協力する様を示して貰ひ度い

爾後の警備交代は如何なるか御示し願ひ度い
日本軍の任務は公示する

次の上陸部隊は「バタヴィア」市、残部の外市外、要所を引継ぐことになりが詳細は到着後示す

「我々は大胆率直無遠慮に意見を申し上げるから不悪聞そ貰ひたい」
「戸惑である軍人は率直なるを良しとする」

別に英軍の師団通信隊の援助要員三名の差出を命ぜられ且戸要員は向ふの司令部附として勤務し軍官民の建物等に対する出入証明書を買ひ爾後英軍が撤

引揚陸機復員司留守業務部

遅する直前迄非常上可愛がられて使はれた

此の日(一日)軍司令官参謀長は艦上ニハタリソソ提督を訪問した

陸軍が進駐したに今更と云ふ感じもあつたがインドネシアの真情を一刻も早く英本國に直通し

「スカルノ政権とインドネシアの独立を認めさせなければならぬ之が爲には海軍を利用する可き

と思ふ居たので會見を申之んで居たり此の旨に指示されたからである 行かれた会談の要旨は右

報告の通りであつた

第二節 連絡組織の構成

RAPWIの到着(九月八日)後業務の必要に應じ渉外部を編成したことは前述の通り

である。次で九月中旬先遣隊が同下旬本隊が到着し此の間渉外部は誠心誠意

事に従つて英軍の任務達成に寄與した之が爲隨時連絡を圓る状態を慣例

とする様になつた。

然しこれでは具合が悪い点もあるのが九月三十日から毎日午前午後是時に各一回

緊患の場合には隨時連合軍参謀長室に於て同参謀長より作戰主任参謀が

命令を受領することとなつた其の後方参謀が向ふの後方参謀より或は連絡將校が向ふの將校に専屬で気軽に連絡する様になつた司令官又は参謀長が向ふの司令官参謀長に會見を申込む時は大抵納れられた

これが後刻軍団司令部が進駐して末軍司令部の主連絡先が同司令部になつた時此の慣習は其の儘引きつがれた約一年後業務が簡散になつた時には一日一回を常則とする様に改められたがそれでも随時連絡に行く分は何等差支へなかつた緊急の時には向ふの参謀宿舎に推しかけることも珍らしいことではなかつた

或る時は扇谷大尉と言ふ連絡將校は作戦参謀を軍団参謀宿舎に案内し偶々軍団参謀が退庁後の「マニデー」中にも不拘緊息をうまに「マニデー」室に推しかけ裸の参謀を呼ひ出し濡れ手で書類を被見「サイ」して貰つた事があつた

更に又御都合な事は後刻軍団に日本關係情報班が出来たが其の幹部が前記扇谷大尉と「マニデー」の關係が頗る訓練であることであつた

命令は殆んど口達で文書命令は殆んどなく又これが確實に實行せられ簡便であつた所は南軍時代の時は正反對で純重極まるものとなつた南人は責任を恐れるのが書類の控がなけ

引揚を懸念し見直しを命ぜられた

れば外置となつた

引揚抄副属舊員局留寸書後部

第三節 連合軍司令官より治安維持の爲直接兵器を行使すル命令受領

連合軍の進駐前武裝のない未梢の軍政機関の一般邦人の工場事業場を接収した「インディアン」側は連次實力を以て軍政機関の中核の軍政機関の末梢に向つて接収の矢を指向し連合軍本隊の上陸を見るに及んば益々實力行使に狂奔する様になつた。特に「ジャカルタ」に於ける日本軍の連合軍に對する引継を目の迎りに見て日本軍は「インドネシア」を再植民地化する様に連合軍に賣渡して居る自今此の轍を踏まない様と言ふ譯であつたのであらう。此のことは「繼は國際公法に基く当然の義務と何等疑ふ居なかつたし又疑ふと言ふ片鱗すらなかつた。ある日「イ」の感覺には非常な隔りがある。従つて此の「イ」の感は直ちに「バントウ」スラバヤ中部各地に波及しと騷然となり各地に隊長は局地の「側指導者」と接衝樽俎を重ねることとなつた。兵をくれれ行政を寄せと言ふ者は許し弁護文で説得し様と言ふのだから如何なる蘇素張儀を以てして無理があつた。

がこれを何んとかしなけれはならなかつた 斯うなると残るのは相互の面談理解あるのみで

あるが中部は建設早々で真に死なざる状況にあつた。兵力も少なかつた当初現地自治をまとして兵力を分散する意味で離島部隊を中部に配置し兩核多少の増加はしたものの「ピカクル」バンドウの引継が終つたり増加し様と思つて居たが足軽の火で之も出来ぬ様になりバンドウの兵力も度々大いから之から轉用し様と思つて内交渉したが大言と言はない。

連合軍のみは現状を維持し治安を確保する様に既に大回し命令を受け居る。而も明々まに兵器を使つて居ると示されて居る。其が軍としては兵器使用と対峙しなければならぬ様になり困窮果てては兵器使用の可否能否に就いての考へ方は次の通りである。

兵器使用の可否

「インドネシア」は匹夫野人に至る迄怒り死かを呼号して居る。尤も日本軍全体がこれ程迄に感ぜ居る譯では無く中には思ひ知らずとする者固辭約を者もあつたが連合軍からの追及の無い範圍で「インドネシア」と言ふのが運命だつたらう。

而も「インドネシア」が何処迄やり通すか不明であるが植民地人民の独立への願望は宗教的とも言ふべく又日進月歩するべきもので絶対に退歩すべきものではない。日本は敗戦國ではあるがこれに同情するものは何等妨げなき情態では無い。況んや日本軍が兵器を使つて「インドネシア」のついでに独立意欲を其の萌芽に於

引揚後援復員局留守業務部

て挫折させることは明らか非人道的で而して日本の好紐帯に永生悔ひて及ばない禍根を貽すことなる
 連合軍は兵器を使ふと言ふが此の気持は未だ分らぬからである。又「獨走を日本に譲らざる」云々の
 もこれぬが我々は確かに助長はしたろうか我々が初めて植付けたものではなかつたのであつて我々が自ら後
 始末をしなければならぬ責任は無い

若し「日」を衝突せしめて已一人良い子になりうとする謀略思想があるのであれば敵に之に屈服
 しなければならぬ道義的責任は感じない

二 兵器使用の能否

一歩譲つて兵器を使用すれば如何なるか我々は「インドネシア」の全面的執拗な抵抗を豫期してな
 ければならぬ然る時は日本人の場合によつては連合軍の停戦、抑留者も大なる損害を計すこ
 とを覚悟しなければならぬ如何に無条件降伏したとは謂へ日本軍が自発的に「インドネシア」
 の根をを彈圧しなければならぬ義勇は無い我々とは兵器行使に至つた経緯を説明し
 連合軍の要求によりと言ふも何等不合理的であるまい然る時は連合軍停戦、抑留者
 の襲撃せらるるは必然で給養又杜絶すると見なければならぬ
 我々は國際法に則るとか言ふ軍政並部の意見で現状維持で終始して来、今又連合軍之

を要求して居る此の爲我は守るべき兵器彈藥其他軍需品の集積所五十数ヶ所停虜抑留所十数ヶ所二十数ヶ所其他飛行場鐵道船舶通信電氣水道製藥所等守るべき所多く本等通り人員を全島に散布して来た一旦兵器を使ひ通信は杜絶し交通は遮断せられ物資補給給養は不可能となるは必定である作戰計画で我は之を教へて来た故に我は兵器を使ふとすれば先づ此の態勢を根本的に改正しなければならぬこれは連合軍命令に違反する現狀維持其兵器使用は兩之しない何れが主であるか一目瞭然であるが我は我の利益の爲前者に忠実なるを主としなければならぬ

要するに現配置は「イ」に對する兵器行使を不可能にして居る

結論は我々の兵器を使つてはいけなしい又使へない状態にある而して連合軍に對する理由としては停虜抑留者の安全保障に就いて責任を持つて無いと云ふに在る

斯う言ふ状況の時に連合軍司令官から参謀長が出頭を命ぜられた、實は連合軍の進駐の時軍司令官参謀長の申告挨拶を参謀長に運んで居たのが参謀長文了りとなり次第である兵器使用が主眼だろうと打合して行つた、向ふの部屋は嘗てこの日本軍司令官室で一度も配置も其の儘である

引揚機務員局留守業務部

師団長「ホーンス」少将は「フス」として取りつきの悪い大男である。開口一番「日本軍は数ヶ所に於て統制ある行動を取つて居ない。特に「スラバヤ」と「バンドウ」でひどい。「スラバヤ」は R A P W が監視せられた上日本軍は之に手を下して居ない。「バンドウ」では「カ」が装甲車に乗らぬと居る。治安の紊れて居るのは之れだけでも明瞭である。

警備の引越が終る迄は治安維持は日本軍司令官の責任であると言ふ事は屢々申し傳へて来たので良く御承知の筈である」と来た。

之に對し参謀長は「治安を紊る原因のあることを認めて頂き度い。即「アブドゥル」が「ヂ」氏（インドネシア人）で和蘭軍と共に國外に逃亡し和蘭復讐と共に其の民政部の總務部長と「オ」氏（オランダ人）「ア」氏が英軍は政務に關與せずと放逐され又濠州放逐を和蘭復讐を唱つて居るので之を尙「インドネシア」人は和蘭の再来即南植民地化に對してあるとして居る。

和蘭民政部（NICA）が元々軍政並部總務部の跡に復讐した事實を「インドネシア」は和蘭統治復讐の基礎であると思ふし又和蘭人が米軍の軍服標識をつけて各方面に進出し「スラバヤ」「バンドウ」では和蘭人俘虜抑留者が盛に前職場に復讐

せんとして居るのを眼の邊りに見てインドネシアは再植民地化必至と大センセイションを捲き起して居る

成る程日本軍は尙武力を擁して居る、然し権威を失くした武力は大した効力は持たない而も警備区域は兵力に比べて餘りに広大である、五千萬民衆を敵としては老安は成り立ちぬと言ふべし

「ホーソン」少将は「日本軍の直面されて居る困難は良々分る、和蘭例とも良く接衝するがこれにはこれとして私が秋の隸下部隊が到着して引継終りを宜する迄政權を移譲すべからざるは勿論、家屋工場等有ゆる機能は奪はれてはならぬ、飽く迄之を保持しなければならぬ之が爲には全武力を行便し必要に應じ直撃射撃を行つても断固として之を完遂せねばならぬ」と語を繼いだ

其処で参謀長は「武器の使用は現情では治安を維持せず一反つて之を攪乱することで大抵奪取大殺戮に移行するは必定である、東中部隊に中郭「ジャワ」在の連合國人俘虜、抑留者數萬の事を思ふと要慮に堪へぬ、此の見透しをつく迄は慎重な行動を取らねばならぬと思ふ」と答へた

1656

二 15 陸軍省 陸軍省 陸軍省 陸軍省

「ホーン少将は御言葉は良く分る閣下軍人で武器を使つて鎮圧する方途は御存じの筈である。武器を使ふか如何かは閣下の胸三寸に在る如何なる方途を取りうるか閣下の勝手である。然し私は私の軍隊が来たう私の胸三寸でやるが私は使ふと敢然と一言」

最後に参謀長が「我こそ如何考へるか我こそ危険を一部として過せられるうは治世維持と反て害があると思ふので我こそ誠意を以て事に当るから心置きなくやめて貰ひ度いと述べたら「両軍の間」に衝突は起らぬと思ふ。日本軍に就いては何も心配して居ない」と通譯があつた

級りの車の中「ホーンは取付きは悪く純粋軍人で理を盡くして話せば分ると話したから級り」

一日、二日「ジャカルタ」「バンドゥン」中部、各地「スラバヤ」で「インドネシア」側の真面目な攻撃を受け死傷數十、行方不明多数を出す。特に「スラバヤ」では全面的な衝突があつて「憲兵隊」第一「二」根據地隊では武力行使もあつた様であるが詳細は愛話不通の爲分らない

「インドネシア」の英軍に對する態度は頗る協調的で其の好意を得る様に勉めて居ることが分る。英軍又「インドネシア」に對し必ずしも素直な氣なくして居る譯では無く其の協力を求めて居るものでは無いかと思はれる。

斯うやたらに殺されると「インドネシアは日本人を憎んで居るのではないかと思はれる。英「イ」間の態度を
見ると特にさうである。後から見れば英「イ」何れも此の時代は二人を態度を取るのが至当だと思
ふが敗者の僻みの両者の間には默契があるのではないかの疑念すら起る

軍隊からは兵器使用の意見も出て来る。「イ」は思ひ通りで怪しからぬとの意見が強く出る。軍務謀部
の意見は「インドネシア」を買ひ被つてゐる。兵器使用の機を逸した大口實質を「インドネシア」に對し
ては温情を以てすべしと言ふ事に依りて居ると言ふ口吻すらある

終戦後今日迄の損害は死七五傷七三行方不明多数である。當時は二人にははつきりしない
行方不明は大部分が其の初度敵つて来たが中には全く不明のものもあるを生死も危ぶま
れ居る

軍の現況就中工場事業場軍政機関の状況が如何なるか全く分らない
報告は一回もない情勢が苦しくなればなる程報告が欲しいが報告は遂に加速度的に
少くなる況んや生命の危険を感ずる様になると軍属邦人の所からは絶対に報告は来ない

「イ」の命令受領後夜にかけ之が具現策に就いて考へるが如何しても現状維持と兵器行
使とは両立しない両立するの日の兵器を使はば五十万の独立運動を鎮圧し得る場合特に

最小限の實力行使も運動方針を思ひよまらぬの得る場合 (2) 兵器を行使し其の結果「イ」の独立運動は頓挫し「イ」社會が大混亂を来たし且「イ」の憎悪感が明瞭に日本に向けられたるを見届けた上最低限度の政治的讓歩で連合軍が政治的に事態を收拾せんとする場合「イ」である。

(1) 日本軍としては見違しは無い (2) 英國の惡意に考へれば斯う出るかも知れないが先づ大英帝國はそんな危げつない事をウる民族でない「クライヴ」時代なら格別だが今の時世ではこれは出来ない 結局英軍の「イ」の現況に対する認識不足によるものであるこれは日本軍が英軍を説得しなければならぬことだ

日本軍が矢鱈に兵器を使つて「イ」の意志を無情に蹂躪し之を大混亂に陥れるのは不人情である

其処で軍としては (1) 「インドネシア」に對する考へると (2) 兵器使用の根本觀念を各隊に承さねばならぬ 而して (1) に就ては独立を望むのみならず其には行かならぬが治安維持の方途を之を自得する様を示すこと (2) に就ては治安維持の見地から使はなぬのを本則とするが何人もが持たない側も認める使用の限界を示さねばならぬ此の限界を越えた時

彌之使はねばならぬ時の注意即ち政治的怨恨を致さぬ様に武力発動の目標と時期の選定に注意し純然たる戦術的軍事の戦闘的自衛行為の枠外に出ない事(四)ダラ／＼に流れなぞで牛刀を以て一撃に解決し決して追及しない事を述べ様かとも考へられたが之を示すことが連合軍を憚られたのと兵器使用を暗黙の中に認めることになるのを止めた

次に現状維持の方針を確守せよとのホーソンの命令を如何に処理するやである之を示さなければ命令違反でやられまが之を承せし軍司令部としては一應の責任回避にはなるが其の結果は全日本人就中邦人軍属をいよく死地に追ひ込むことになる 逆に兵器使用を避ける為には現状維持方針を守つて現地配置にあるを便とするが死守を命ずると損害が出る即全島に小數者を配置し又傳言の抑留者が其を布されて居るので兵器は使へない これを使つたら此等はみまごろしになるからと言つて兵器使用は避けられる 従つて兵器も使はない 損害も出さないで「ホーソン」命令を遂行し様とすれば現状維持の放棄ではなかりが大巾の修正を行つて「一側」に首を切られ様にする事と「一側」も認める兵器使用の原則を示さねばならぬ 現状維持と言つても軍政面の大部は既に「一側」に侵蝕食されて居るのであるが既往を追及された時軍命令によつてうたたと各機関に言ふ口實を喫へるの此の際考へてわり度い

日 横 務 課 備 員 履 留 守 業 務 部

斯う言ふ構想の下に三日一〇〇〇左の軍命令(浩命甲第一一四九号)を下された

左記

一 軍は軍の責任地帯に於ては治安維持を良好ならしむる爲左記方針を以て治安維持に軍政関係事項を処理せんとす

左記

一 治安維持を重視する見地より右部面に於てインドネシア人の全能力、全機能を發揮せしむる如くし日本人は之が支那後援指導者の地位に立つ如くすること特に軍政面よりする治安維持に就いては警察、治安維持會等を活用す。治安維持會等の武装化は連合軍側に無益の不安をも與ふるを以て之を避くるを本則とすること

二 兵器行使は之を禁絶するを本旨とするも連合軍側に不利を與へ或は人類福祉に障礙を齎せし或は日本軍存立の基礎を動搖せしめ日本軍部隊の面目を台無しにし或は重要多量の兵器彈藥軍需品を掠取せられんとするが如き行動に對しては力策を盡くすも止むを得ざる時は之を使用することあるを予期す

捕奪行動に對しては要すれば兵器を使用することを得るも政治運動との分別困難

なるを以て特に慎重を期し明らかた軍なる掠奪行為となすもの外之を懐む

3. 武器は特に示すもの外日本軍に於て保管する事

二 各部隊各機関は前項方針に基き関係業務を処理すべし

此置の大綱に關しては特に適宜之を報告すべし

當本命令は東部地区隊には四日東部地区隊は東部地区命第一七号の如く實施の事と示して予旨を解決した

本命令は連合軍からは命令に不忠實と叩かれる事を強く覚悟して居たを以て之を出すに就いて豫め其の諒解を得て出すかとも考へられたが迎も許されさうにも無いので如何なる方策を取らばか日本軍司令官の方針に依るとの「ホーレン」の言を逆用して黙を絶令した。只事後報告だけはその必要があるので前述方針でせよから責を度照會する」とホーレンが將死を謀る通牒を出した

此の儘進めば「日」衝突は必~~要~~なるを以て何と「インドネシア」側の源を手の減させなければならぬ。前記命令の裏打ちとして左記ニ 対イ方策を考へた

(1) 軍司令官が担任地域内の治安維持を完全にするには「イ」民衆の協力を絶対~~必要~~とする

引揚後發難軍其時留守業務部

が為十月上旬シカルクで州長官會同を開く之をして民衆をして治安維持に協力せしめる但
 之が開催は今や日本軍司令官が直接自ら主宰するのは効果も無いばかりか不可能である
 あるので「スカル」氏をして「州長官會同」を主宰させ軍政官が之に臨場
 して治安対策を協議させると言ふ案である。

現は治安維持の爲にも行政の爲にも強りては独立の爲には早く「イ」側の組織を完成させ
 指導者の指導権を確立させなければならぬと言ふ考へ方である。

本業は餘りに「イ」の相互支援の色彩が濃厚で連合軍に相談するの事憚られたが又會議の
 開催並びに其の内面指導に就いても自信は無かつたが集るのは大體知識人ばかりで最近
 日本側の気持は諒解する利益があるのでやうがるに勝ると思ひ連合軍参謀長たる意見を
 述べたり如何言積りか付度し兼ねたが即座に同意してくれてびつくりした

後で非常な興味を見て居たのが等とも笑つて話した事があった

然し東中郡の「イ」側に相談する機会が無く遂に本業は死産に終つた

(2) 第二案は治安維持の爲日本側と「インドネシア」側との間に現事態処理に關する協定を
 結ぶと言ふ案であるが本文は左の通りである。これも内容は勿論「イ」側と協定を

結ぶと云ふこと夫自身が連合軍を大に憚られたがこれで無ければと覚悟して、イ側に棄文を渡した

左記

一 日本軍は連合軍最高司令官の命令に基き、引き続き連合軍政に比し治安維持の責任を有する

二 政施行は従来現狀維持法則の躬任を解釋を排して、イトネシイ側の全約活動を期待し日本軍政要員は之が指導を援助に當るものとす

三 治安維持はイ側の活動に依るを本則とし日本軍(機関)は之が支援後據の立場で指導する之が為左の要領による

イ 治安維持に任ずる直轄の機関は警察治安維持会推進隊等、イ側機関とし日本軍(機関)は之が機関たりしもの

エ 中央及各現地に日本軍(機関)と此等イ側機関との間に治安維持連絡機関を設置する

四 連合軍に將來引渡すべき物件の警備保管管理に關しては左記に據る

一 兵器、彈藥、燃料、自動車等軍に關係ある重要物件は日本軍を主とし、イ側との協同の形式を採用す

二 其の他のものに在りせばイ側に於て直接担当す、但し管理上日本人を必要とするものは所要の日

日 治安維持連絡機関の設置に關する

本人を充当するものとす

3. 二項連合軍に對する引継は連合軍命令に準據して日本軍(機關)側に於て實施するものとす

4. 従軍連合軍の命令無として、一側に於て日本側より不法に獲得せるものは速かに本條の要領に依る態勢に復歸若くは回收するものとす

五. 治安維持を確實ならしむる爲所要に應じ各州、侯地(特別市を除く)に小銃、短銃を基礎として治安維持機關に貸與するを得、而して右は治安維持の目的以外には使用し得ざるものとす

六. 日本軍(機關)と一側との衝突防止に關しては双方共速かに本協定を徹底せしむると共に萬一事件發生する時は速かに治安維持連絡機關に於て局地的解決を期するものとす

七. 一側は民族一般の道徳水準、高きを現實に南不するは刻下の急務なるに思ひを致し速かに掠奪、暴行、公私財産の不法占據を禁絶す

本軍の一側の實情を全然知らず、是非善惡を尙はず、一彈一石を彈一石と連合側が思ひ込んで居れば格別であるが事態を平安に解決せんとする善意を有したる連合軍も十分同意し、一側に取つても又決して不利を考へ解決方策だと思はず公平に見て且取らざるを業だと思つた

一面連合軍の激怒は十分豫期したが夫れ以上最も事情を知る者として人類に無益な血を流さ
 まいとの願望は此の妥協策を敢て提案せしめた。即連合軍のイギリス教精神に信頼して誠意を
 以て説けば承認せしめ得るだらうとの願望の下に前記三項によつて日本の内政上の地位を確立し
 依つて以て其の組織を完整する様に任向け四項によつて連合軍も承認するであらう。(1)を保
 護し(2)による内政民生等に必要な諸物資を農民の手で陥るを防いで之を政府の組織内
 に吸収して政府権力と組織確立の實質的裏打ちをしようと言ふ構想である。

(3)(4)は軍なる便法に過ぎない。又当時未だ捨て切れぬ日本軍の面目を保持し様と
 言ふ博い願望でもあつた。以て要約すれば、日本の地は平和を希求するが故に兵
 器類は日本の監視下に日本軍が保持し其の他の資材は日本に渡して内政上の地位を各
 實共に確立せしめ様と言ふ譯である。七は平和的方法で独立闘争をすする際世界中の
 同情を以て吸収する為必要なる着眼を示したものである。

斯くて爾後の独立獲得に向つての闘争は全民族の組織力と徳義心の高きとを以て
 或は連合軍の行使するべき兵器に對し立向ひ最悪の場合には其の監視下に於
 てある日本軍の兵器を執つて立向ふこともあるべきを想定したものである。

引揚後義兵隊員同留守業務部

「我が此の我が提案を納れ又英軍が屢々我が意見具申した」の實体を認むべき事を虚心の懷圖せられたら「ビロウ」の豫想は全く別な形を取り民族發展史上に特筆すべき好例を残したであらう

即第二案は「ハッタ氏に協議する様に送つたのであるが」側からは仲々回答が得られないうで後刻日本人が餘りに殺されるが「余り無茶をしなくなるを止むを得ず自衛の爲射撃しなければならぬ様になるのを慮れまかり」と言ふ事を言ふ爲に同氏に軍司令部に来て貰つた時第五項の兵器は「何時償してくれるかと言ふ事だけ」ニヤリとしながら尋ねた文である 其の時モ「ハッタ氏は参謀長の平和的な方法でやりなれば世界の同情を失ひ独走は逆も覚束ないと言ふ線に沿つた話を真面目を積んで聞いて居られが其の話の終るのを待つていとモ穩かな口調で「兵器をこれとついで「ニヤリ」としたのでこれは平行線上を走つて居て逆も話は纏らぬと思つた又射撃をやら困るのは反して日本軍だらうとも言つた

其の時濃厚な社會改良主義者たる「ハッタ」博士迄が斯うも兵器に執着されて居るかと思ふと「民族全般就中青年連が兵器奪取に死に物狂ひになつて居るのも無理は無いと懐然とした

此の日の三日は例命令夏期時連駐軍参謀長「メルソフ」中佐から「スラバヤ」バタヴィヤのR.A.P.W.I.が「イ」による攻撃せられ或は食糧運搬車が掠奪に會つて給養が出来ないことであるが敢て此の種の行動に出づるものがあつたり断乎兵器を使つて之を打倒せよと示された

爾後R.A.P.W.I.使役の我が輸送隊は「イ」の妨害に對し時には投石せられることであつたが人数を増し之を排除し或は兵器と食糧の下に匿ひ輸送する準備に幸悖を嘗むれた

三日「イ」バタヴィヤの彈薬庫が占據され船舶工場が襲撃され傷一を出し其他「ジャカルタ」で本日に死一。傷三。不ニを出し「ナレボ」から「ジャカルタ」に向つた鉄道の警乗水兵一六が行方不明となり「マ」

「ディウ」では憲兵が襲撃を受け死傷各二を出し「アンバラウ」では抑留所の少佐が負傷した

兎に角連合軍進駐以來「イ」側の運動は明かに兵器に向つて来た「イ」の主敵は明かに日本となつて居り連合軍は心なしかほくそを笑んで居る様に見える戦争間の軍政は我々の自惚

である其の要は失政で其の仕返しは今来る居るのではないかと疑はれこれの如何なる行ふか全く不明で痛心此の上無い

二日「イ」バタヴィヤ州で兵器を渡に關する紛争により死一二を出し斯くて中部「シヤ」の北岸地帯に獨逸運動の増場の中に存在することとなつた

南洋支那支隊支隊司令部留守事務所

今や「テガール」に火の手が擧るは自明である軍属邦人を主力とし此等の平時任務の遂行の
護衛目的として配置した軍隊をして實力を行使せしめたる徒らに事態を紛糾せしむる
に過りなき

此の善後処理の爲「ハリマ」州より人を派し「州長官」イスカク氏の斡旋である
カロンガン州の全日本人を同州に收容した

軍司令部として此の処置を命じたが連合軍に報告する勇氣はなかつた

第四節 東部地区隊の降伏並びに之に關係する事件の処理

四日未明東部地区隊長岩部少將より直接緊急電話があつた一日以来電話は通
じない方が多かつたが未明には通じることがあつたので東部参謀との連絡には之を利用する様
にして居た

岩部少將は著り著り大口調で昨日和蘭の「フーエル」大佐が日本軍は私に降伏して其の兵器
を「インドネシア」側に引渡せと言ふものだから又「フーエル」は連合軍「スラバヤ」進駐準備委員
長と言ふ資格で連合軍を間違ひなく代表して居るから引渡したよ、昨日は軍司令官の

御評と心得る暇がなかつたので、概断であつたが、軍司令部の意見は如何かとのことであるので、御間
 どの大、兵部尚書、解決の端口が見つかつたこと直感したし、若部少将を安心させねばならぬので、真に
 結構だと思ふ、安心した旨回答したか、連合軍が電話を向して居るのかと思つて、こゝろざりとした
 更に「エーエルの資格を詳しく聞きた所、若部少将からは「エーエルの資格について説明があるが
 資格証明の書類も見せて貰つた、詳しいことは電報で報告して置いたから、それで見てこれとの
 ことであつた、早速電報班から電報を取り寄せると左記一通の緊急電報と二通の特別電
 急電が入つて来た

其一、 東部地区隊報告

一、本三日一六〇〇在、スラバヤ「連合軍進駐準備委員長」ル、エル和蘭海軍大佐より左の
 命令を受領す

一、日本軍は「インドネシア」に對し発砲せざること。

二、東部地区隊司令部の警備は十月四日二二〇〇を以て「インドネシア」發言の警官をして之に當らし
 むること

三、東部地区隊長は「エーエル」大佐に對し降伏すること

川島俊義海軍大佐司令部留守長

二右の理由とする所左の如し

一「スラバヤ」に於ては既に日本軍の實際的戦力無く(実力を有するは司令部のみ)且日本没

とすに「インドネシア」は大學地已隊司令部を強襲せんとしあり

二地已隊長が降伏の形式(軍力の提供)を示せば爾後現に日本軍の占有しある總てのその日

連合軍の所屬なきを以て絶対之に觸れざる如く「インドネシア」代表「スガール」副州長

官に誓約せしめたり

三以上を閣上上司に指示を乞ふ余裕なきを爲東部軍政文部長官(同席)と協議の上流由の

体事も廣く一般陸軍維持と國際信義保持上独断を以て之を要諾せるに付報告す

其二 東部地已隊命令 甲第一六号 (一〇三三ニ一三三〇附)

一地區隊は連合側の要求に依り如何なる場合と雖武力行使は絶対之を禁せんとす

二練指揮下且各部隊(機關)長は如何なる場合と雖武力行使は絶対之を禁せんとす

三縱火武装を解くも是は民により武器彈藥諸資材を掠奪せられざる爲には責任ある

「インドネシア」官憲をして人員武器彈藥資材の現状維持を確保する如く交渉し

之を實施すべし

注意有ゆる手段を以て重複を厭はず関係部隊に傳達の事

其二 東部地區隊命令 甲第一七號

十月三日 二〇〇〇 發令
 十月四日 〇〇〇五 發令
 十月五日 〇〇一三 發令
 〇〇三〇 電報班受

一 予は十月三日一六、三〇在「スミバヤ」連合軍進駐準備委員長「エ」大佐に對し降伏せり

二 自今日本軍の占有しある總てのものは連合軍の所屬とす

三 連合軍の所屬のものに對しは如何なる民族國籍を向はず絶対に掠奪を許さず

四 連合軍所屬に係る建物兵器資材物件の監視警戒は「インドネシア」官憲(敬言察察)治安維持會)之に當るものとす其の責任は「インドネシア」に在り

五 一般治安の維持は「インドネシア」官憲之に任ずべく國籍の如何を問はず何人の生命財產の安全を期すべし

六 日本軍の発砲を禁ず

川島金吾 譯 東洋文庫 昭和二十一年

引替も該團長尾長守業務部

「インドネシア」官憲に對する武器の移管は敬告兼用に限る

其外早連左記文書を入急ぎで作つて連合軍に持て行つた

左記

一、本四日未明別紙(前記東部地区隊よりの電報)の如き報告に接したから報告する

二、本事例實施せられた以上は全島の治安維持は「インドネシア」自らをして之に任せしむるのを至当と思ふから日本軍の治安維持の責任を解除せられ度を希望す 以上

当初第二項は「連合軍進駐準備委員長和蘭海軍大佐の任務、権限並びに我がスラバヤ地区隊長の処置に對する意見を承り度いと考へたが自縛自縛の感があるので前記の通りにした次第である

これを朝の定例会見時に持て行くと向ふの参謀長は師団長室に五十分入つて居たが飯を末々左の指示をした

「日本軍は一見して所連合軍最高司令官の倉庫工場等を確保すると共にRADWIの補給と遺物の無い様にとの命令を守つて居ない現に日本軍の補給主任は如何に補給の様と勉めても途中射撃を受けて出来ないと云つて居る昨日も貴官に若し掠奪に遭つ

たう武力を以てして補給を続行せよと示してある然るに日本軍は事如何ともし難しと言ふのは自らを侮辱するものである

勅考すまに日本軍は連合軍に協力の意圖が無いのであつて其の裁意を疑ひたくなる日本軍が一和蘭軍の軍人に降伏したのは以ての外的事で日本軍に降伏を命じ又降伏を受ける資格のあるのは英軍だけで「インドネシア」や葡軍に降伏すべき筋合のものではない私見を述べると英軍司令官は一刻毎に教唆を強めて居られる日本軍司令官参謀長を長が事態を正常に戻さない限り英軍司令官は日本軍司令官参謀長を招致して日本軍は降伏せる軍隊でなく俘虜の待遇を與へらるべき通告をせせらるる状況に在る

貴官は右命令を良く上司に報告し速かに適宜の処置を請せよと示された それで其の場で一應「スーエル」大佐の資格と岩部少将の処置の合法性に就いて説明したが上司に報告の如何の報告をするか引下つた

相当な決心向題であつた連合軍の要求に屈して兵器を行使するか又軍司令部が「インドネシア」局を持つた爲に我々は俘虜としてひどい取扱ひを受け居る大體我々の立場

引揚後護衛復員局留守業務部

察せず勝手を事とし又やたらに日本人の首を切つて居る、イトネと云ふ肩を持つ必要は無い
の、連合軍の命令を忠實に聞いて無事に樂に取りさへすればいいのだと言ふ日本人の感
情の逆行を如何するかと云ふ統率上の問題と何人の責任問題があつた然し現情
勢に処する道は今迄軍が履んで来た以外に無いと信念して居たのが軍としては直ちに
左記を起草し其の離脱が終るや直ちに持て行つた丁度向ふの退行直前であつた

左記

十月四日貴軍「セルソップ」参謀を至る傳へられました件に就き左記の通り回答し且照令します
人当軍東部地区隊長岩部少将が降伏したのは連合軍進駐準備委員長和蘭海軍
大佐「フー」氏の命によつたものである從來岩部少将は一般に且つて同大佐の命令に對
しては東南アジア連合國軍且取高司令官の命令として忠實に服従せしめられて居た事
實に鑑み同大佐は和蘭軍代表者でなく連合軍代表者として其の命令に服従した迄のこ
とである従つて何等之を悪意ある欺行爲とは思はな
い。日本軍が連合軍に對し誠意を以て協力して居ないとの御見解に對しては頗る遺憾とする
所である既に死四七名傷三三名の犠牲を出しつつ誠實に協力して居る次第である

而之協力の實が擧がりなれば昨日附書類で貴意を得度いと照會した件が未遂の爲であります。本官は過去の事も貴重に経験から左記の遂行に多大の努力を盡して我が誠意を達し得る最後の方途だと確信します。之を遂行しやうと思ひますから御諒承下さい。

左記

日本軍は其の責任地帯に於ては戦争終末時の現状維持の法則に拘りず軍政治安兩方面に亘り隨意の方途を採る事^レ以て

所心の兵器行使に觸れず反つて連合軍の致命の一撃となる居る現状維持放棄を認めさせ様と言ふのだから其の激怒を覚悟しつゝ然し何とかして此の事態收拾の爲之を認めさせなければならぬと頼躬如として参謀長に右の手紙を出したる案に相違してシミツとした態度で次の様述べる

日本軍が英軍の態度に物足りなく思ふのは甚く分る然し英蘭兩政府間の取りきのめによつて英軍は治安^ニ關係文に責任があつて軍政民政に就ては和蘭に各味出さないのである。現在英蘭共に軍政要員に乏しい

英軍は黙つて見て居るが事態は益々悪化して和蘭は必ず悲鳴を擧げると思ふ。而もこれ存^ニ三三日中か否かと思ふ此の際若し和蘭が言ふことを聞かなかつたり一切和蘭を無視したとも夫入

引揚愛護復員司留守業務部

て居る

日本軍に對し發砲は強要しない、インドネシア人等が危言を英へる者に對しては嚴罰を以て臨むが今後甚だしい彈圧は加へないと怖告したいと思ふ居る。日本軍が紛叫した中に巻き込まれて困難な状態に在つて誠意を盡くと居る事は認めらる。

英軍は此の紛糾が収まつたら「サツト飯を積りた」と

つくくと英人の食事を感ぜ此のマルソフと言ふ男に男惚れする様を難有さを感じし乍ら

司令部に収つた

収つた見ると副官が非常召集を掛り司令部は武装して緊急集合中が大騒ぎである

ジャカルタ市内マンガライの通信所が、襲撃を受け、兵隊数名が行方不明になつたので救出

に行くのだと言ふ事情を聞くと見れば武装兵力で押しかけても及ばず紛糾させる文であるので

解決をしてやると言ふも居る中、通信隊の救護隊が死傷となつたやれと連れて来た

無傷を先に居りである頭を割られ胸をさかれて居るが今切腹をうな肉体が實質に生々しい。家に

収れば大黒様だつたらうな

通信隊の兵隊は「インドネシア人が怖しいのと聞くと」ハムと驚きをつく設された人は可愛想だが

「インドネシア人は情のないうし、兵器を使つたかと思つたが甘購むがい様を気がし又死者にすまない様を気がして止めた、別に「ジャカルタで死ニブカレ」で行ふ不明三を止して又ジャカルタ郊外の自動車集積所と弾薬庫が襲撃せられたとの報告である、自動車集積所からは使用人たる「インドネシア」人が密使となつて来たので様子は分らず、憂慮されて居る通信は有無疎井疎りである、「スラバヤ」の様子が如何なつか又「スラバヤ」以外の東部、中部の様子は仰と分らないが相不燃及「インドネシア」は日本軍を憎んで主敵として居るのでは否いかとの疑惑が決して居る

五日

朝英軍から現在バタヴィヤ市内及び市南方の英軍未交代地域に居る日本軍の兵力配置を報告するところ別に「一五分の報告の後随時英軍の指揮下に於て戦闘出来る様に自動火器も持つて一々中隊(約一〇〇名)を編成し待機させる様に命ぜられた別に英軍隊員六〇〇名死傷陸の爲日本人労務者四〇〇名を殺すも指示され

後者の恐れをなさることながら軍司令部の手を離れ若い將校下士官の指揮する小部隊を英軍が直接指揮する様になつた場合の事も考へると憂慮に堪へない殊に「一」と知らぬ離島部隊又は航空部隊が之に当る様にはなつたり—現兵力配置ではどうなるか外に途は無いのだが—の事を知りたがめる

引物抄諸屬後長尾留寸兼羽部

直臣状を調査すると連合軍に擲まれそうと人買があるを左記命令を下り山に押し上げ天を發令は
六日にあつた

左記

一、^{ハカダマ}市村在の軍人軍属、邦人の業務を終了せざるものにして所屬長より集結地に移動を命ぜられ
たる者別紙討取(略す)に基き予定集結地に移動すべし

二、憲兵隊長は細歩一五二大隊長を連國學院位置に於ける宿泊給養給ひに集結地迄の前進
警備に任ぜむべし

建國學院跡は「ヨカルタ」^{ハカ}「ゴール」間の溜り場、市内建入る爲の情報収集所、將來下山の場合の爲
確保を要したかりである

左記

午後左記命令を受領し而も珍らしく後刻文書を交付するところであつた

本官の貴官に對する指不確認の爲以下を書す
「^{シヤウ}」の日本軍は英軍並びに印度軍にのみ降伏す本命令は連合軍且取高指揮官の爲に於
て日本軍司令官に對し發せらるる而も如何なる日本人と雖も其の司令官の命令無くして自己を

降伏するを得たものとす。如何なる前軍將兵と雖も日本人の降伏を要求し又は之を授受する。権限を有せず。而して本日迄に本方法に依り不当に降伏せる者は、黄軍司令官の命により今後天等の任務を再び統行するを要す」と

英蘭間の内部論争が自ら見え様であり飽く迄も、この二に連合軍代表として考へる居たと固執すれば、岩部少將は助かると直感した。又師团长と参謀長の意見の相違も窺へるが向うは對しては岩部少將には解散する念し今通信が絶絶して居る中で最善の方法を盡すが暫時の補綴を願ひ度いと返辞し其の許を受けた

処置としては多急ぐべき事でも無し出来たら、側に分を時間の隙を與へて確固たる既定事實を作り上げし度と言ふ氣持もあり下手に取り返す様にしたる反つてひどいことになると思つたので正式文書を見てから処理する事とした。依つて大日朝文書を貰つたので午後左記電報を参謀長から東部地区隊長に打つた之を最後として東部地区隊との連絡は全く断絶した

左記

昨五日連合軍から左記指示あり(註左記は前記連合軍指示)本件処理に關しては軍に於て目下研究中と件軍命令ある迄極秘に附し、此の心組にて研究し置かれ度、閣下の方針は

川島愛蔵館 復元司 留作 巻 第 1 部

当方等と承知あるに於て諒承相成度

本電報は岩部少將を心配させ責任顧念旺盛の餘り反動的行動に追ひやうとするを心配したが軍としては情勢の見透しはつかず又解決策も見出し得なかつたし軍が連合軍の強圧に対し如何迄頑強れるか自信も無かつたので一応英軍の考へ受け傳へて心組み文はさして置かねばと考へられて不取敢難き鷓鴣返しをしたのである 只行き過ぎを封止する為前記の原文を附したものである

扱つ兵器政権資産を廻つて連日双方から責められて二進も三進も行かぬので何人か空通の道を以て指導者との間に見つけ様と参謀長がハッタ氏に會見を申込んだ所向ふから末とくれた忙しい所だつたらうか

五月のことである

参謀長が最近の山側の行動を見ると地方は独自の行動を取つて中央の命に服しない物有り、強道台横行し工場事業場等を破壊し老若を乱れて良民が生命の危険に曝されて居る。今山に取らば必要を事は國民の道德水準の高いことと組織の完備を世界に實証して其の同情を求めると思ひが現實は之に及ぶまいと思ふ

と言ふと

ハッタ氏は「これに就いては我々も頭が痛い。國民が仲と言ふことを聞かぬ。我々も中の状態に在る。然し掠奪が行はれるからと言つて細五に値せぬ」とは無い。理にアリのでもおぼろげに居る。現在は寧ろいさぐち和蘭降伏時は此の十倍もあつた。外國資産には手を出さぬ様に指令してあると

更に参謀長は我々の方の犠牲も既に百名を超えこれでは内地に申し訳ない。日本人とインドネシア人が争つて何になるか。又我々は工場、事業場、集積所等を連合軍に引渡すべし。義務がある。之を本りに無理非に強はれると自衛の爲に射撃せざるを得なくなる」と言ふと

ハッタ氏は「我々としても申譯なく思ふ。又日本人に對しては手を出すと言ひ、之と衝突せぬ様に指し出すので、向も無く止むと思ふ。然し物貫ひには行くかも知れぬ。和蘭軍が今度入るまで之に對し武裝しなればならぬ。和蘭軍四五方が入るまで武裝せしめて居れば阻止が出来る。日本軍は色々な物を連合軍に引渡される。これは和蘭の手に入る事になる。又和蘭は各方面で何時

とはなしに誘導して来て居る。國民は眼の邊りの之を見て居るから「ジーン」と居れない。日本側が對しては射たわばならぬ。此の時困るのは日本だと思ふ。何れにしても日本人に對しては手を出す事と

示してある。義勇軍の解散したのは何としても拙アかつた

川島俊彦 義勇軍員司留守業務部

落ちつく所は兵器を呉れと言ふことにあると思つたが此の時日明ら様は口にしなかつた。ハッ
 ヴィアの町の治安に身を以て當つて居た。『シカルタ』軍兵分隊長長少佐に前日の元氣な
 者の話を聞き度りから連れて来いと言つて居たら早速之午五時國民委員会中央執行
 委員長になつた「ススマン」氏前司法部長阿スホモ博士、大東地方の指導者「ラトラ」ギ博士
 外一名を要収して来た

異口同音に兵器をくれと言ふ。本當に執拗に言ふ。話は總之に収納される

「兵器はわれぬ國際道義に反する。又兵器を以て力の無いものを僕は軍人だから其の兵器を良く知
 て居るが實に頼りにするものもある。インドネシアは七千万も居るのだから之が一致団結して平和的
 方法で民族の徳義感、奇偉感と組織力が立派なことを實証しつつ、世界の同情に訴へれば必ず
 宿願を達する。世界の運命は既に曰式植民主義を排撃すし、民族の願望を入れる様に向つてま
 居る。其れを僅かの兵器を日本軍から手に入れて兵器の威力の下に動いたならば世界はもう戦場
 慾りくして居るのだから折角インドネシアに好意を持つて居る國も「フタツレ」日「ミラリス」と
 して外つばを向つて仕舞ふ

日本軍の武力を以てしても破れたのだから況んや「インドネシア」の武力は於てあやと言ふことにならぬらう

何人かして平和的方法で民族を指導して行けぬものだらうか 民主的を國民運動と言ふのは實に力強いものだがと言ふと 同族内に於ては或はさうかも知れないとつづき 更にしんみりと 植民地に対する植民國の気持はそ人なものでない 先に尙兵器を呉れと言ふ

貴方は植民地になった経験が無いから御めで度出まて居る 實に羨しいと言ふ気がありくと汲み取れる「カスマン」氏が貴方は日本は幾千年来初めて敗れた此の際團體に影響甚重及ぼす様なことは出来ないと云はれる 我々はこれで杖を失つたと思つた 然し我々は三百五十年来初めて國を建てる様と言ふのである 三百五十年もの久しきに亘つて植民地として他國の下に呻吟して来た 此の向族多の先導の士が之を打破せんとし身を献げたが駄目であつた 救はれ我々の我が民族を挙げたの宗教百つた此の機を外つして又救ふの機が廻つて来ようか 我々が黙つて和蘭に此の國土を此の民族を再び侵食されるのを見え居られと思はれますか 之が爲には何を惜いても軍隊が必要なのだ、之には兵器がいろいろと言ふ

其の兵器は日本軍のものを惜いて他に無いと言ふ積りだらうか これは言はない、此の言は實に良心を抉つた爾後長く「この向族を考へる基線となつた

夜英軍の政治情報課長「フアン」ホスト中佐が本國に状況報告に就くことが分つたので「ジャワ」

川島を遺棄し、ミロロトを占む

引物抄 諸國後長尾守義 書翰部

の實情特にインドネシアの気持と力とを何とかして英本國に傳へ政治的に動かさねばならぬと
幕僚の外全連絡將校を集めて研究したRAPWの「グランハル」少佐の好意ある計ひが
此の間に存した

大概の連絡將校は「政治眼のある英軍將校の多くは「イ」は和蘭文では御免と言ひ確い決心
を以て居り又当然「極」を以て得る域に達して居る印度より遙かに民度は高い英國は英蘭
間の既存協定に拘りず新事態に之を以て居る様で処置しなければならぬ」と言ふ意見を以て居
る様だとのことであつた更に板浦中尉は透徹した意見を以て居て「イ」の極意は既に世界の
輿論と在る居る植民地を存認して民族自決を認めることは全人類の定論である只戰敗國
たる日本が先鞭をつけた所に及肉がある大りであると言ふ

研究の終末は夫々手書きして英側へ通ずる様にした

五日 相不支右で日本人が殺された飛行場を襲撃された後、又かつた事であるが、マ
ドゥラの海軍兵隊庫が此の日爆撃された。これを因で同島の日本人は西村司政長官以
下全員の恨みを買つてひどい目に會つた

連合軍の「カタラ」進駐によりて肉め出されたい急進分子は日本軍の担任地域に入り込み

此処を根據として運動を続けて居る

「バンビントン」でもどうも行かぬ様になつて地隊長馬刺少将が「オクト・イスカケル」フランサン「州長官其の他の要人と會つて打倒策を創り出す様に努力して居る。殊に目も当てられぬのは中部の中村少将である。其カモズク目、イ双方に面識も少い所を腹食を忘れ東奔西走平穩裡に事を納め様と又運合軍停廢抑留者には色を犠牲にして一名の性疾人すら出さぬ様に努力して居る。外に出様とする道は「ハリケード」倒木と「武装者の阻止で動きは取れない

當時は我この身には入らなかつたが或は一部日本人の身には入つたことだらうと思ふが一日には和蘭政府が有輪「スカル」政権との交渉には應ぜられぬと聲明し四日には南印副總督(總督を置かぬから事實上の總督である)「フランモック」が「バタヴィア」に到着した許りであつた。従つて正に理の當然な動きであるが「バタヴィア」と「スラバヤ」で正反對の現象即植民地の復活と自己権力の掌握の兩者を見て居る。「バタヴィア」の例を繰返すを「スラバヤ」の様にと言ふ空気が全島に拡がらるゝ當然で此の頃は丁度植民者層の重要都市に此のニュースが普及し及した頃であつたのでありう。之が在島住民に知れ渡つた時の事を考へると空気がい氣がする。

六日

引揚 愛護 總復員局 留守 業務部

「スラバ」の例が何処で勃発するか心配して居たのが早くと大目「ジャクシヤカル」で起つた。即日「イ」の向
に衝突があつて日本側に死九傷一ニを出した

戦陣は徹底せるものでなく守備隊長も飽く迄も武器を守りて戦ひ抜くと云ふ決心はつきりしたも
のでなかつたと見え中途半端で止めて仕舞つた様である

結果は守備隊は武装解除せられ隊長は市中を禰足の俵引き廻され爾後隊員は東中部
送らるる迄冷遇せられ隊長自身は栄養不敵、為獄死した。此の部隊は遠く「チモール」から

轉進して来た部隊で終戦直前「バンドン」に辿りつたが「バンドン」附近が兵力が多過ぎ、現地
自活に不便であるので現地自活を主とし、中部の兵力増加の意味も含めて中部に配属

したのであつた。従つて装備も現地自活を主として出来るだけ軽くして出発させたのであつて更に
又「インドネシア」とも西讃もなく従つて其の命令を察知し得べくもなかつたと思はれる。實に

大塚や佐は困難な立場に投せられた譯であつた
連合軍が進駐し日本軍の誘導や研鑽によつて整齊と概ね旧態に近く復讐して以来即

十月一日頃以来「イ」側の独立運動は従来の非軍事的脆弱部門に対する懇願的態度
度より明かに集団を以てする軍事目標への實力行使の形態を取る様になつた。軍

として将来英軍から如何なる御答めに接するか判りないが免に角國際法に基く必然の義挙かと
 考へて来た現情維持方策を逐次實情に即する様に修正し日本人就中軍属邦人は軍の庇
 護下に集結し日本人そのものの「運動を逐次吞み込んで不用意の爲に首を斬られることは逐
 次減少する様にはなつた。然し「運動が軍の重大な責任と面目に關する軍軍目標に指向せられ
 我が方の態勢も従前兵器の使用を拘束する全島分散より逐次兵器を使用し得る態勢に
 移つて来たのを事態の進展は武器行使の最悪状態に突入するをなつかと憂慮せられた而も
 連合軍からは責任を追究せられ「側からは損害を受けざるを一般に不信感を懐く様
 になつた様子を日「間の全面衝突口必至である」と心配せられ況んや連合軍就中和蘭は反
 向苦肉の策を講じて居ると言はれる現に和蘭側の日本軍果の使用量は尨下なそのたと言ふ「
 は又金に弱い面がある。其れが日「間の不信感を増強し両民族の間が如何に尖鋭化して其基
 本感情は爲し得る限りの「ト」を通じて温く交る様にして置かなければならぬと痛感された。然
 しこれは前からあつた連合軍に分ると具合が悪いと言ふ感じが更に強くなる。君り更に「の中には
 連合軍に通ずる者が居ないとは限らぬと心配された。後から見れば何人でもないことであつたが當時と
 しては相當の拘束力であつた

川島兼義通定是島留守

引揚巻附録 皇局留守 澤村 晋

其然で例の州長官會同と進行かぬしても治安関係者會同をイ側は持ちかける案を考へたが
迎も向親になりさうにも思はず結局内務大臣「ウイラテ、タクス、マ氏に會つて次の様な話をした、以
下帳面に残つて居る案に據るが實際話したのは其の時の空気が就中連合軍に分りせぬかとの
気持で多少違つて居るかも知らぬ 記憶が無い

左記

1. イ側の独走に対する日本人の気持
独走は支援しない、独走して貰ひ度い、然し表面的に支援することは出来ない、イの自發的獨走を
日本側視せらるる様なことは絶対に慎むべきである、又「インドネシア」が此の機を外つたら永久に独
走の機が無いと言ふことも又連合軍の来る前に独走の既成事實を作り度い気持も分る、従つて
日本軍の立場として合法的に協力法如何が苦心の在る所である
2. 独走に対する障壁は左の二つだと思ふ

(1) 日本軍の現状維持の遵守と之を引越ぐ連合軍の進駐

(2) イ側自体では組織、統制力の如く道徳水準の低下

我々は國際法上からも又現在連合軍から受けて居る命令から言つても現状維持を許さざるを得ない

得ない様になつて居るが何とか之を打破し様と努力して居るが連合軍から現されるので甚だする
 我々は連合軍に「イ」の實情を率直勇敢に話し独立問題に言及しなければ治安は絶対に
 おさまらぬと言ふて居る

「イ」側の組織統制力が独逸の基礎であることは申す迄も無い連合軍は今兵力が足りぬ爲に「イ」
 の大部分の軍政治事を敗者たる日本に委して居る然し此の交代もさう長くはないと思ふ我
 らの先持では我々が尚軍政治事の責を持つて居る間に其の裏の裏で一刻も早く組織を
 完整し統制力を強化し和蘭側が入らうとも入れぬ鉄桶の陣を築いて貰ひ度いことである

又一面無意味の殺人掠奪は対外信用を落とす文けであつて治安が確立し外國人が安心
 して居住し「イ」人を信用して取引が行へる様にならなければ諸外國は「イ」の独立は認めぬと思
 既に事からテモ徒らに強硬にするより式から地味な組織力による闘争へと急角度運
 動方式を改むべき時機に來て居ると思ふと言ふと「ウイラテ、タクスマ」氏は

「日本、現状維持と「イ」の独立との關係に就いては全然同感で又治安維持能力が無ければ独立
 は認められぬ事も明かである。私が各地を廻つて説いて居ることは若安々々々々である」と

日本の殺戮はやむを得ずには指令してある。現在迄の所日本人の死傷五五に對し「イ」側の夫れは數

引揚援護廳復員局留守業務部

百たと思つて居る

掠奪に就くは國民は奪つたをなく返して貰つたのだと思つて居る」と言ふ

珍らしく兵器をくれと言はなかつた

七日

バンビワン「郊外の彈藥庫が襲撃せられた 三日には「チバダック」四日には「スカブ」の夫れ

襲撃せられた」ジャコルタ「郊外のものである 断平と守れば撃退するのは敢て難事ではない、只

先説でやうな事はなす又誰かが内心には「イ」に反感する点があるが然し渡すと自分の首が危い點に

難題がある

「イ側の情報によつて人からぬ戦争用軍隊を軍政に干渉させず延びて「イ側と何人約に接觸するのを

阻止して来た、四訓が靉面に来た、軍隊の知つて居るのを義勇の軍関係で幸にもこれが「イ側の實

力行動の中心勢力となつて居るので僅かに抜け道が通じて居る様なものである

此の日連合軍の怖告が發せられた、當時はまだ同怖告に忠ならず人の瀕在感を持つて居たかりに

が批判眼より之が案施方法が先づ第一に考へられたが夫れで凡そ情勢に即するものではない

と思つた

あれ程熱心に政治的平の打ち方を説明したのに之を取り入れないでどがっかりしたし英軍は常外政治
取のなぬ奴だと思つたり又「シヤワ」はいろいろ荒れると思つた

右佈告に基いて軍は左記命令を下した

左記

- 一、左記の通り「シヤワ」連合國地上部隊指揮官の佈告に従はる
- 二、各部隊各機関全日本人は本佈告を忠實に遵守すべし

左記

佈告 「シヤワ」連合國地上部隊指揮官 ホーソン少將

一、シヤワ派遣軍の指揮権

「シヤワ」に於ける總この連合國陸上軍は「シヤワ」の指揮する所なり

二、「シヤワ」に於ける日本軍は連合國軍最高指揮官の名に於て予の発する總この命令を實
施する如く誓約せられあり

三、「シヤワ」に於ける連合國陸上軍の任務

(1) 法律秩序の維持

訓令 陸軍部 陸軍司令部 留守長官部